見 積 参 考 資 料

いの町

（金抜）														

８防安委　第33号

高知県　吾川郡いの町　小川樅ノ木山

令和８年度　町道樅ノ木山吉ヶ成線測量設計委託業務　実施設計書

履行期限　　令和 9年 3月26日

令和 8年10月 1日　　積算単価適用

単価適用地区　　中央西土木事務所　２地区(中部地区)

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

委託概要	起工又は変更理由
測量設計委託　L=0.009Km	
	FROM　TO
図面番号	-　-
整理番号	-　-

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県委託業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第２条　個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html

別記　個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第３　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

２　業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

３　業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第４　受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

２　受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

３　受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

４　受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第５　受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第６　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

（１）再委託を行う業務の内容
（２）再委託の期間
（３）再委託の相手方
（４）再委託が必要である理由
（５）再委託で取り扱う個人情報等
（６）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
（７）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
（８）再委託の相手方の監督方法
（９）その他発注者が必要があると認める事項

２　受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事

特　記　仕　様　書

項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
（１）再委託先
（２）再委託をする業務の内容
（３）再委託の期間
（４）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
（５）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
（６）その他発注者が必要があると認める事項

３　受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

４　受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

５　受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第８　受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない。

２　受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第９　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

第11　受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（複写、複製及び作成の禁止）

第12　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

２　受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人情報等の適正管理）

第13　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
（２）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
（３）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
（４）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
（５）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
（６）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。

特　記　仕　様　書

（７）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。

（８）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（９）インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。

（１０）前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

（外的環境の把握）

第14　受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第15　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　　受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（報告義務）

第16　発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

（検査及び調査）

第17　発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により行うものとする。

２　　発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

３　　発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。

４　　発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

（事故報告）

第18　受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

２　　受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

３　　発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第19　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

２　　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（履行義務違反に伴う指名停止措置）

第20　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月26日高知県告示第598号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

（損害賠償）

第21　受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は

特　記　仕　様　書

第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第３条　ウイークリー・スタンスについて

本業務は、計画的な設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の業務の環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウイークリー・スタンス対象業務である。なお、取組内容及び進め方はウイークリー・スタンス実施要領によるものとする。

（令和６年３月13日付け5高技管第406号「ウイークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第４条　その他

１　その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

第５条　業務履行中の情報共有システムの活用について（受注者希望型）

※「設計および測量・調査業務積算資料（高知県土木部）」で積算する委託業務が原則対象。

１　調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るため、情報共有システムの活用を希望する場合は、「情報共有システム運用ガイドライン（案）高知県」に基づき、契約後に受発注者間の協議により活用を決定すること。

２　システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

（１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

（２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

（３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

３　受注者は、調査職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
測量業務					
基準点測量					
4級基準点測量	式	1			明細表　第1号
現地測量					
現地測量	式	1			明細表　第2号
路線測量					
作業計画	式	1			明細表　第3号
現地踏査	式	1			明細表　第4号

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仮BM設置測量	式	1			明細表　第5号
横断測量	式	1			明細表　第6号
電子成果品作成費	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分	式	1			
諸経費	式	1			
測量業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表　第7号
落石対策工					
工法比較検討	式	1			明細表　第8号
落石ｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ	式	1			明細表　第9号
落石防護柵詳細設計	式	1			明細表　第10号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
地表調査	式	1			明細表 第11号 成果市
直接調査費 (電子成果品作成費(市場単価))	式	1			
間接調査費 (旅費交通費率分)	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
4級基準点測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
4級基準点測量(木杭) 耕地 ,低山地 ,伐採なし	点	3			単価表　第 1 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
現地測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現地測量 耕地 ,低山地 ,縮尺=1/500 ,A=0.0035 km2	業務	1			単価表　第 2 号
1　式　　当り					

明細表　第　3号
作業計画

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
作業計画	業務	1			単価表　第 3 号
1　式　　当り					

明細表　第　4号
現地踏査

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現地踏査 耕地 ,低山地 ,0～1,000台未満/12時間	km	0.009			単価表　第 4 号
1　式　　当り					

明細表　第　5号
仮BM設置測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仮BM設置測量 耕地 ,低山地 ,0～1,000台未満/12時間	km	0.009			単価表　第 5 号
1　式　　当り					

明細表　第　6号
横断測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
横断測量 耕地 ,低山地 ,測点間隔10m ,幅45m～75m未満 ,0～1,000台未満/12時間 ,換算曲線数0	km	0.009			単価表　第 6 号
1　式　　当り					

明細表　第　7号
設計協議

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			単価表　第 7 号
1　式　　当り					

明細表　第　8号
工法比較検討

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
比較形式選定	業務	1			単価表　第 8 号
概算工事費	業務	1			単価表　第 9 号
比較一覧表作成	業務	1			単価表　第 10 号
1　式　　当り					

明細表　第　9号
落石ｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測線ﾃﾞｰﾀ作成	測線	1			単価表　第 11 号
ｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ計算	測線	1			単価表　第 12 号
結果とりまとめ	測線	1			単価表　第 13 号
1　式　　当り					

明細表　第　10号
落石防護柵詳細設計

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
落石防護柵詳細設計 L=9.0 m,新規 ,単断面 ,仮設設計なし	ヶ所	1			単価表　第 14 号
1　式　　当り					

明細表　第　11号
地表調査

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
地表調査	ｈａ	0.35			単価表　第 15 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　4級基準点測量(木杭)

単価表

（　35　）

金額：　　内容：耕地 ,低山地 ,伐採なし

1　点　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
測量主任技師	人	1.1			[1][2] 人件費 1.0×(1+変化率)
測量技師	人	8.8			[1][2] 人件費 8.0×(1+変化率)
測量技師補	人	8.8			[1][2] 人件費 8.0×(1+変化率)
測量助手	人	8.8			[1][2] 人件費 8.0×(1+変化率)
機械経費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 9 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	35	点　当り		）
	（	1	点　当り		）

単価表　第　1号　　4級基準点測量(木杭)

単価表

（　35　）

金額：　　内容：耕地 ,低山地 ,伐採なし

1　点　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
*** 施工条件 *** 地域による分類　：耕地 地形による分類　：低山地					
伐採の有無　：伐採なし 作業地域の重複　：作業地域が1つ					

単価表　第　2号　　現地測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,低山地 ,縮尺=1/500 ,A=0.0035 km2

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量主任技師	人	0.14			[1][2] 人件費 0.3×補正係数×(1+変化率)
測量技師	人	4.278			[1][2] 人件費 9.2×補正係数×(1+変化率)
測量技師補	人	8.091			[1][2] 人件費 17.4×補正係数×(1+変化率)
測量助手	人	3.813			[1][2] 人件費 8.2×補正係数×(1+変化率)
機械経費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 5 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	業務　当り		）

*** 施工条件 ***
地域による分類　　：耕地
地形による分類　　：低山地

単価表　第　2号　　現地測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,低山地 ,縮尺=1/500 ,A=0.0035 km2

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
縮尺による分類　：縮尺=1/500 作業量　：A=0.0035 km2 作業地域の重複　：作業地域が1つ					

単価表　第　3号　　作業計画

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　業務　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量主任技師	人	0.6			人件費
測量技師	人	0.9			人件費
測量技師補	人	0.6			人件費
	（	1	業務　当り		）

単価表　第　4号　　現地踏査

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,低山地 ,0～1,000台未満/12時間

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1.92			[1] 人件費 1.6×(1+変化率)
測量技師補	人	1.68			[1] 人件費 1.4×(1+変化率)
機械経費 1.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 6.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）
*** 施工条件 *** 地域による分類　：耕地 地形による分類　：低山地					
交通量の現地条件　：0～1,000台未満/12時間 作業地域の重複　：作業地域が1つ					

単価表　第　5号　　仮BM設置測量

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：耕地 ,低山地 ,0～1,000台未満/12時間

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	1.68			[1][2] 人件費 1.4×(1+変化率)
測量技師補	人	2.76			[1][2] 人件費 2.3×(1+変化率)
測量助手	人	1.44			[1][2] 人件費 1.2×(1+変化率)
機械経費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***

地域による分類　：耕地
地形による分類　：低山地

交通量の現地条件　：0～1,000台未満/12時間
作業地域の重複　：作業地域が1つ

単価表　第　6号　　横断測量

単価表

（　　1　）

金額：

内容：耕地 ,低山地 ,測点間隔10m ,幅45m～75m未満 ,0～1,000台未満/12時間 ,換算曲線数0

1　km　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量技師	人	19.57			[1][2] 人件費 10.3×(1+変化率)
測量技師補	人	20.14			[1][2] 人件費 10.6×(1+変化率)
測量助手	人	12.92			[1][2] 人件費 6.8×(1+変化率)
機械経費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
材料費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 10 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	（	1	km　当り		）

*** 施工条件 ***

地域による分類	：耕地
地形による分類	：低山地
測点間隔	：測点間隔10m
測量幅	：幅45m～75m未満
交通量の現地条件	：0～1,000台未満/12時間
単曲線換算曲線数	：換算曲線数0
作業地域の重複	：作業地域が1つ

単価表　第　7号　　打合せ

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：中間打合せ:1 回

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
	（	1	業務　当り		）
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数　　：中間打合せ:1 回					

単価表　第　8号　　比較形式選定

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　業務　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(A)	人	0.5			人件費
	（	1	業務　当り		）

単価表　第　9号　　概算工事費

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　業務　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(B)	人	0.25			人件費
技師(C)	人	0.5			人件費
技術員	人	0.75			人件費
	（	1	業務　当り		）

単価表　第　10号　　比較一覧表作成

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　業務　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(B)	人	0.25			人件費
技師(C)	人	0.25			人件費
	（	1	業務　当り		）

単価表　第　11号　　測線ﾃﾞｰﾀ作成

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　測線　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(B)	人	0.3			人件費
	（	1	測線　当り		）

単価表　第　12号　　ｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ計算

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：

1　測線　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(B)	人	0.6			人件費
	（	1	測線　当り		）

単価表　第　13号　　結果とりまとめ

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　測線　　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(B)	人	0.3			人件費
	（	1	測線　当り		）

単価表　第　14号　　落石防護柵詳細設計

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：L=9.0 m,新規 ,単断面 ,仮設設計なし

1　ヶ所　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
主任技師	人	2.5			[1] 人件費
技師(A)	人	2			[1] 人件費
技師(B)	人	3.5			[1] 人件費
技師(C)	人	5.5			[1] 人件費
技術員	人	2.5			[1] 人件費
電子計算機使用料 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	1	ヶ所　当り		）
*** 施工条件 *** 設計延長　：L=9.0 m 設計の区分　：新規					
設計を行う断面　：単断面 仮設設計の有無　：仮設設計なし					

単価表　第　15号　　地表調査

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：

1　ｈａ　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
地質調査技師	人	1			[1] 人件費
主任地質調査員	人	2			[1] 人件費
主任技師	人	0.75			[1] 人件費
雑品 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	1	ｈａ　当り		）

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 8年10月 1日
単価適用地区	中央西土木事務所　２地区(中部地区)
■測量業務	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	測量業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■設計業務	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
設計書の種類	概略、予備、詳細設計

諸　経　費　計　算　情　報

旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	設計業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する
施工管理費(地質調査市場単価)	計上しない
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	千円まるめ（業務価格100万円未満）